

区長報告第十号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和二年七月二十日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和二年九月七日

港区長 武井雅昭

記

平成三十一年三月十二日議決を得た工事請負契約（港区立精神障害者地域活動支援センター等新築に伴う機械設備工事）の契約金額「一億五千六百八十七万三千円」を「一億五千七百五十五万五千円」に、工期「契約締結の日の翌日から平成三十三年二月二十八日まで」を「契約締結の日の翌日から令和三年四月二十日まで」に変更する。